

『能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業(能登ふる)』

の申請をまだしていない方へ！！

『能登ふる』の対象になるか、もう一度ご確認ください

【概要】

- ・能登半島地震で一定以上の被害を受けた方が、『良質な住宅を建てる場合』、『被害を受けた住宅を取り壊さずに補修する場合』に、県の復興基金から助成金が受けられます。

【対象者】

新築する場合 全壊、みなし全壊( )、大規模半壊の方

補修する場合 全壊、大規模半壊の方

( )元の住宅が大規模半壊や半壊で、やむなく解体した方は、被災者生活再建支援法2条2号口世帯(みなし全壊)に該当する場合があります。門前支所復興支援室で、一度ご確認ください。

まだ3名の方しか申請していません。対象になる方はもう少し多いはずです。

申請期限は工事が終って、住み始めてから6ヶ月以内です

【申請期限】

- ・『能登ふる』の申請期限は工事が終って、住み始めてから6ヶ月以内です。
- ・既に工事が終って、住み始めている方は急いで申請をしてください。

ただし、平成19年12月25日以前に工事に着手した方は、平成20年6月25日が申請の最終期限です！！

申請の相談は、旧嘉門家と道下のモデル住宅で実施しています。

旧嘉門家での受付時間(原則) 月～金曜日の10時～17時(090-2093-4266/小柳)

モデル住宅での受付時間 火、木、土、日曜日の10時～16時(0768-42-2234)

モデル住宅に行く場合は、事前に電話連絡をしてください。